

共用資産の配賦方法

1．審議理由

鉄道事業会計規則の運用方針においては、鉄道事業と兼業とに供用される固定資産について分割整理することが原則とされており、その際の分割基準として、専属固定資産の価額、従業員数、使用面積、車両走行キロ（軌道業を兼営する場合）等があげられている。

会社において高速道路事業とその他事業とに共用される固定資産についても、検討が必要である。

2．事務局案

共用資産については、高速道路事業とその他事業とに分割整理することを原則として、分割基準は、専属固定資産の価額、従業員数、使用面積等合理的な基準によることとする。なお、本社、支社局、宿舍等、直接建設・維持管理運営の用に供しないもので、分割整理することが妥当でないと認められる固定資産については、各事業共用固定資産に一括して整理することができるものとする。

3．採用理由

共用資産を分割基準によって分割整理することにより、減価償却費の各事業への配賦計算が明瞭になるため。

鉄道事業会計規則の運用方針

第14条

- 1 本条は、鉄道事業と兼業とに共用される固定資産（各事業関連固定資産）の整理に関する規定である。
- 2 各事業関連固定資産は、鉄道事業と兼業とに分割整理するのが原則であるが、本社、社宅、病院等運送の用に供しないもので分割整理することが妥当でないと認められる固定資産については、一括して整理することができる。
- 3 分割基準は、専属固定資産の価額、従業員数、使用面積、車両走行キロ（軌道業を兼営する場合）等が基準として適当である。